

平成29年度地域密着型通所介護指摘事項一覧

10事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	生活相談員の配置	サービス提供時間帯に1人しか配置されていない生活相談員が一部時短勤務を行っており、生活相談員としての勤務時間数が地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数を満たしていない日やサービス提供時間帯に1人しか配置されていない生活相談員が、サービス提供時間帯に利用者の送迎業務を行っていた日がありました。生活相談員の配置が基準を満たすことができるよう是正してください。	大田区条例第9号第59条の3第1項第1号 基準省令解釈通知第三の二の二(1)③④	2
2	生活相談員・介護職員の常勤配置	実地指導日時点の勤務状況で、生活相談員及び介護職員の配置は非常勤のみで、常勤はいませんでした。早急に生活相談員又は介護職員のうち、1名以上の常勤配置を行ってください。	大田区条例第9号第59条の3第7項	1
3	看護職員の配置	事業所定員が10名を超えているのにもかかわらず、看護師又は准看護師の配置が確認できない日がありました。全ての提供日に看護師又は准看護師の配置ができるようにしてください。	大田区条例第9号第59条の3第1項第2号 平成27年11月10日東京都事務連絡「通所介護事業所における看護職員の配置について」	1
4	利用料等の受領	入浴、清拭時に必要なタオル類について、事業者側で用意せず、利用者が持参したものを使用していた事例や貸出し費用として利用者負担としている事例がありました。利用者から負担を求めることができる費用について再度確認し、入浴・清拭時に必要なタオル類については、利用者側の特別な事情を除き、事業者が用意するようにしてください。また、施設側の判断により利用者の処遇上必要と認められた介護用品等については、今後利用者に負担を求めることのないようにしてください。	大田区条例第9号第59条の7 基準省令解釈通知第三の二の二(1)② 平成23年3月11日東京都通知「入所者から支払を受けることができる利用料等について」	2
5	運営規程	運営規程において、苦情処理の記録やその保存年限、事故処理に関する事、秘密保持に関する事等、運営上重要な項目が定められていませんでした。また、誤字、脱字等正しく記載されていない箇所が散見されました。運営規程の見直しを行い、適正に作成し、変更の届出を行ってください。	大田区条例第9号第59条の12	1
6	勤務体制の確保	生活相談員1名が介護職員として兼務している状況について、勤務表上での確認ができませんでした。兼務の状況が明らかになるように勤務表を作成し、勤務体制を整備してください。	大田区条例第9号第59条の13第1項 基準省令解釈通知第三の二の二(6)①	1
7	研修の機会の確保	平成29年度に研修計画が定められておらず、平成28年度から29年度にかけての約1年間研修が一度も行われていませんでした。また、新たに策定された研修計画についても、過去に策定された計画と画一的な内容となっていました。職員の質の向上を図るため、研修計画を策定し当該計画に沿った研修を実施するとともに、職員の研修への参加の機会を計画的に確保してください。また、研修計画を策定する際は、その内容が画一的にならないよう再考してください。	大田区条例第9号第59条の13第3項	1
8	定員の遵守	やむを得ない事情がなく、定員を超えてサービス提供を行った日がありました。定められた事業所の定員を遵守し、定員を超えての指定地域密着型通所介護の提供は行わないでください。	大田区条例第9号第59条の14	2
9	非常災害対策	消防計画に基づいた、平成28年度及び平成29年度(実地指導日現在)の避難訓練を実施していませんでした。消防計画及び運営規程に定めた訓練を実施して、その結果を記録に残してください。	大田区条例第9号第59条の15 基準省令解釈通知第三の二の二(3)(7)	5
10	衛生管理等	従業者の健康診断等の結果について確認ができませんでした。従業者が感染症の発生原因とならないために、定期的な健康診断等で従業者の健康状態を把握してください。	大田区条例第9号第59条の16第2項	4
11	秘密保持	従業者であった者の秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。秘密保持に係る規定を整備するとともに、漏れなく誓約書等を取り交わすようにしてください。	大田区条例第9号第59条の20で準用する第35条第2項 基準省令解釈通知第三の二の二(3)(11)で準用する第三の一(4)(23)	1
12	事故発生時の対応	事故が発生した場合の区への事故報告が行われていない事例がありました。区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	大田区条例第9号第59条の18第1項 基準省令解釈通知第三の二の二(3)(10)	5
13	アセスメント	アセスメントが初回のみ行われ、認定更新時には行われていない事例や初回も含めアセスメントが行われていない事例がありました。また、行われていたアセスメントの内容が具体性に欠けており、利用者の状態把握に不十分なものとなっていました。アセスメントの果たすべき役割を再考し、初回の通所介護計画作成時はもちろんのこと、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者状態像に変化があった時には、訪問介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	大田区条例第9号第59条の6、第59条の10第1項 基準省令解釈通知第三の二の二(3)(4)	4
14	計画の作成	居宅サービス計画の内容が確認できない事例、要介護認定更新時の地域密着型通所介護計画が作成されていない事例がありました。初回のみならず、認定更新時や区分変更時、利用者の状態に変化があった時は、新たな居宅サービス計画を基に、地域密着型通所介護計画を作成してください。	大田区条例第9号第59条の10第1項、第2項 基準省令解釈通知第三の二の二(3)(3)③、④	2
15	評価説明	地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録や、その実施状況や評価について、利用者又は家族に説明を行っていませんでした。地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うとともに、その実施状況や評価について、利用者又は家族へ説明を行うようにしてください。	大田区条例第9号第59条の10第5項 基準省令解釈通知第三の二の二(3)(3)⑤	2
16	通所介護規模区分	平成24年度から平成27年度にかけて本来「通常規模型通所介護費」で請求しなければならないところ、「小規模型通所介護費」で請求している事例がありました。当該給付費にかかる過大請求分について、適切な給付費となるようにしてください。	厚労省第19号6のイ・ロ 老企第36号第2の7(4)	1
17	個別機能訓練加算	アセスメントを行っていない事例、3月ごとに1回以上居宅を訪問し、利用者の生活状況を確認し、利用者や家族に訓練の内容や進捗状況を説明し、同意を得ていない事例がありました。また、訓練の内容について、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らしていきけることを目標としたものか読み取ることができませんでした。個別機能訓練加算Ⅱの算定をする場合は、アセスメント、居宅訪問を行った上で、居宅において可能な限り自立して暮らしていきけることを目標とした訓練を行ってください。	厚労省第126号別表2の2注8ロ 留意事項通知第二の3の2(8)⑥⑦⑨	1
18	入浴介助加算	入浴に関するサービス提供の記録が、入浴の有無のみで、部分浴、清拭に関する記録がされていませんでした。入浴が必要な利用者については、入浴の有無だけでなく、部分浴、清拭の実施状況や入浴ができなかった理由について記録に残してください。	厚労省第126号別表2の2注6 留意事項通知第二の3の2(6)	1